

入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、大阪湾広域臨海環境整備センター定款第 49 条の規定により公告します。

入札参加者は、この「公告」のほか、「入札説明書」及び「競争入札心得」の内容を遵守するとともに、契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札を行ってください。

令和 6 年 7 月 1 6 日

大阪湾広域臨海環境整備センター
理事長 服部 洋平

1 入札の場所及び日時

大阪湾広域臨海環境整備センター会議室
令和 6 年 8 月 2 0 日（火）午後 2 時

2 入札に付する事項

- (1) 件 名 廃棄物受入システム用 UPS バッテリー交換
- (2) 品名及び数量 仕様書による
- (3) 納入場所 仕様書による
- (4) 納入期限 令和 7 年 3 月 2 1 日

3 入札参加資格

次の(1)から(7)までのすべての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去 2 年間に於いて、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当する事実のない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の

決定を含む。)を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(5) 入札参加申請書を提出する日から入札日までの間に、大阪湾広域臨海環境整備センター(以下「センター」という。)の入札参加指名停止を受けていないこと。

(6) センターとの契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けていない者(本入札の公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。)であること。

(7) 令和 6・7・8 年度のセンター入札参加資格審査(登録)において、次のいずれかの項目で申請を行い、当該申請書の受領書の交付を受けていること。

なお、その申請をしていない者であって、その入札に参加を希望するものは、4

(3)により資格審査の申請等を行うことができる。

業 種	種 目	項 目
物品供給等	44 電気・通信機器	(3) 通信機器
		(4) その他電気機器

4 入札参加申請手続き

(1) この一般競争入札に参加しようとする者は、次のアからエに定めるところに従い、入札参加申請書(様式 A)及び添付資料を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの確認を受けなければならない。

ア 入札説明書等の交付

a 交付方法

インターネットのセンターホームページの「入札情報」のページからダウンロードして入手することを原則とする。

なお、ダウンロードして入手することが困難な場合は、「5 契約事項を示す場所」において紙媒体により手渡しする。

【センターホームページアドレス】

<http://www.osakawan-center.or.jp/>

b 交付期間

① センターホームページからのダウンロード

令和 6 年 7 月 1 6 日(火)から同年 8 月 2 0 日(火)まで

② 契約事項を示す場所での交付

令和 6 年 7 月 1 6 日(火)から同年 8 月 2 0 日(火)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く日であって、毎日、午前 10 時から午前 11 時半まで及び午後 1 時半から午後 4 時半まで。

イ 入札参加申請の受付期間

令和6年7月16日(火)から同年7月22日(月)「消印有効」まで

ウ 入札参加申請の方法

郵送による。

エ 申請する場所（郵送先）

大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル9階

大阪湾広域臨海環境整備センター財務課

(2) 入札参加決定通知書等の送付

入札参加について決定した結果を申請者に郵送する。

また、入札に参加することができる者には、入札書用紙及び委任状用紙を併せて郵送する。

- (3) 令和6・7・8年度のセンター入札参加資格審査（登録）において、下記の業務・種目・項目で申請を行っていない者であって、この入札に参加を希望するものは、次に従い、資格審査（登録）の手続きをすることができる。

業 種	種 目	項 目
物品供給等	44 電気・通信機器	(3) 通信機器
		(4) その他電気機器

ア 新規申請の場合

a 申請要領の配付

申請要領の配付は、上記(1)のアと同様の方法により行う。

b 申請の時期、申請の方法及び申請する場所はそれぞれ上記(1)のイからエと同様とする。

c 提出書類は申請要領のとおりとする。

イ 既にセンターの入札参加資格の「業種：物品供給等」の登録手続きを行っている者であって、「種目：電気・通信機器」を追加する場合は、センターホームページの「入札情報」のページから変更届（様式第12号）をダウンロードして必要事項を記載の上、上記(1)の申請と同時に提出すること。

なお、種目の登録において、既に5種目の登録がされている場合においては、種目の追加及び入れ替えはできない。

5 契約事項を示す場所、入札説明書の交付場所、入札参加申請書の郵送先及び問合せ先

〒530-0005

大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル9階

大阪湾広域臨海環境整備センター財務課 電話 06-6204-1723

6 入札保証金
免除。

7 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度
設定しない。

8 契約保証金
免除。

9 入札の無効
入札に参加する資格のない者のした入札ほか入札説明書に記載する無効に関する事項に該当する入札は無効とする。

10 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

11 その他
契約手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。